

健発 0 8 1 4 第 1 号
平成 2 7 年 8 月 1 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」の一部改正について

「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)において、緩和ケアについては、「がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを受け、こうした苦痛が緩和されること」、また、緩和ケア研修については、「拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了すること」が目標として掲げられています。

緩和ケア研修会については、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」(平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号当職通知)の別添「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づき実施しているところですが、下記のとおり一部改正し、これに則った研修の実施を推進することとしましたので、貴職におかれては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段の御配慮をお願い致します。

記

1. 改正内容

別添新旧対照表のとおり。

2. 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日より施行する。ただし、改正指針中 6 の (2) のうち、①のエの (オ) 及び (カ) 並びに②のオの (カ) 及び (キ) については、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。